

農地利用集積事業

〔平成22年度概算決定額〕
40億円

経営する農地が
分散している状況

農地利用集積円滑化団体 (面的集積組織) による調整活動

例えば、

- ① 地域の農地事情に精通し具体的な利用調整を行う専門家の配置
- ② 集落座談会を開催し、現在の農地の利用状況と今後の利用について話し合い
- ③ 農地の貸し手・借り手に取組参加を奨励(奨励金の交付等)
- ④ 農地の貸借についての意向調査
- ⑤ 農地を面的にまとめる計画を作成 など



→ 集積組織が面的にまとめて貸付け

農地を面的にまとめて、
経営体が使いやすく

- 1 農地利用集積円滑化事業(農地所有者代理事業、農地売買等事業)により**利用権設定された農地の面積に応じて交付金(2万円/10a)を交付**します。交付金は、農地利用集積円滑化団体の調整活動に利用することができます。
- 2 農地利用集積円滑化団体が農地の**利用調整を行う専門家を設置する場合は、その設置費を助成**します。

このほか、農地引受に伴う小規模基盤整備費、特定農業法人の農業資材購入経費、市町村推進費等を助成